



タックス・アップデート

2020年5月のタックス・アップデートの概要は以下の通り。

- ▶ 控除可能仕入付加価値税額を法人税上で損金算入する場合、否認される
- ▶ 新規投資プロジェクトと拡張投資プロジェクトに対するVAT還付の可能性
- ▶ 政令41/2020 / ND-CPに基づく法人税納期限延長の明確化
- ▶ 個人所得税の基礎・扶養控除に関するドラフト決議書

オフィシャルレター1746 / TCT-CS (2020年5月4日付税務総局発行) (「OL 1746」) による仕入付加価値税 (「VAT」) の法人税 (CIT) 上での損金算入否認

仕入 VAT が控除条件を満たすか否かの判断が難しい場合、多くの企業は仕入 VAT の控除申請を行う代わりに、当該 VAT を費用化し、CIT 上で損金算入することを選択してきた。多くの企業はこのようなアプローチが税務リスク軽減の一助になると信じてきた。

税務総局 (「GDT」) は OL 1746 を発行した。これは Circular 96/2015 / TT-BTC の第 4 条 (CIT に対する控除不可能経費リスト) の参照として発行されたものであり、「控除又は還付された仕入 VAT は CIT 上で損金不算入となる」旨が記載されている。

これに応じて GDT は、企業が控除可能な仕入 VAT を有し、しかしながら仕入 VAT の控除申請ではなく CIT 上で損金算入を行っている場合、税務調査上で当該損金算入を否認することに言及している。この場合、未払 CIT 金額について、利息及び罰金とともに支払われる必要がある。

ただし、税務申告の修正に関する政令 83/2013 / ND-CP 第 5 条第 2 項及び通達 156/2013 / TT-BTC の第 10 条第 5 項によれば、VAT 申告に関する監査が終了していない場合、企業は関連する VAT 申告を修正し、仕入 VAT の控除申請を引き続き行える可能性がある。

オフィシャルレター5559/BTC-TCT (2020年5月8日付財務省発行) (「OL 5559」) による VAT 還付

VAT 法によれば、投資ステージにある新規投資プロジェクトで累計 3 億 VND 以上の控除可能仕入 VAT が存在する場合、VAT 還付が申請可能と規定されている。

新規投資プロジェクトが本社とは別の県又は都市で稼働している場合、控除可能仕入 VAT はまず本社の未払 VAT と相殺し、残高がなお 3 億 VND 以上あった場合に還付可能である旨が政令 100/2016 / ND-CP に規定されている。ただし、新規投資プロジェクトが本社と同じ県または都市で稼働している場合については特段触れられていない。

政令 100 のガイダンスとなる通達 130/2016/TT-BTC によれば、投資プロジェクトの場所を問わず、控除可能仕入 VAT はまず本社の未払 VAT と相殺し、残高がなお 3 億 VND 以上あった場合に還付可能である旨を規定している。

実務上、いくつかの地方税務事務所は、本社と同じ県又は都市で稼働する新規投資プロジェクトに関する還付申請について否認しており、通達 130 が政令 100 又は VAT 法に沿っていないとして議論となっている。

加えて、拡張投資プロジェクトが VAT 還付の対象となるかどうかは長期にわたる問題となっている。OL5559 の中で、財務省は拡張投資プロジェクト又は本社と同じ県又は都市で稼働する新規投資プロジェクトの VAT 還付について何ら意見を述べていない。一方、財務省は同 OL の中で、地方税務事務所に対してこれらプロジェクトについて VAT 還付の観点からレビューを行うことを要請しており、このことはこれらプロジェクトについて VAT 還付が出来る可能性を示唆している。

OL5559 により影響を受けうる企業については、本件についてレターで税務当局に確認すべきかどうかを検討する必要がある。

政令 41/2020 / ND-CP に基づく CIT 納付期限延長に関するオフィシャルレター 5977 / BTC-TCT (2020 年 5 月 20 日付財務省発行) (「OL 5977」)

OL 5977 の中で、財務省は法令 41/2020/ND-CP の導入について明確化している。法令 41/2020/ND-CP 第 3 条に規定されている CIT 納付期限の延長については以下の通り記載している。

- (1) 納期限延長の対象となる 2019 年度 CIT 確定申告に係る未払 CIT 額が通年の CIT 納税総額の 20%を超えないこと。
- (2) 企業が暦年と異なる会計年度を採用している場合、採用している会計年度に則って延長後の納期限を決定できる。

国会常任委員会による、2020年度以降の個人所得税（「PIT」）に対する基礎控除及び扶養控除金額の変更に関するドラフト決議書の発行

ドラフト決議書に記載された変更箇所は以下の通り。

- ▶ 基礎控除：月額 900 万ドンから月額 1,100 万ドンに増加
- ▶ 扶養控除：1 人につき月額 360 万ドンから月額 440 万ドンに増加

この決議書は署名日から有効となり、2020 年度全体に適用される。

以前の規定に基づき計算された所得税の金額は、2020 年度の確定申告時に新しい規定を元に再計算する必要がある。

Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Joint Stock Company for more information on this update or the Tax Advisory Services.

Ha Noi Office

Huong Vu
huong.vu@vn.ey.com Partner

Trang Pham
trang.pham@vn.ey.com Partner

Huyen Nguyen
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com Partner

Nhung Nguyen
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com Associate Partner

Japanese Business Services

Junichi Harada
junichi.harada@vn.ey.com Associate Director

Korean Business Services

Kyung Hoon Han
kyung.hoon.han@vn.ey.com Associate Director

Ho Chi Minh Office

Robert King
robert.m.king@vn.ey.com Partner

Thinh Xuan Than
thinh.xuan.than@vn.ey.com Partner

Phat Tan Nguyen
phat.tan.nguyen@vn.ey.com Partner

Thy Anh Huynh
thy.anh.huynh@vn.ey.com Partner

Anh Kim Ngo
anh.kim.ngo@vn.ey.com Partner

Anh Tuan Thach
anh.tuan.thach@vn.ey.com Partner

Michael Bruno Beckman
michael.beckman@vn.ey.com Partner

Japanese Business Services

Takahisa Onose
takahisa.onose@vn.ey.com Partner

Korean Business Services

Cheon Ju Lee
cheon.ju.lee@vn.ey.com Director

Chinese Business Services

Owen Tsao
owen.tsao@vn.ey.com Director

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

APAC No.
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com